町税の滞納処分を強化しています！

問 税務課 納税係　☎42-2622

町税は、福祉・教育・ごみ処理・道路整備などさまざまな事業を進めるうえで、とても大切な財源です。

町税（町道民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税など）の滞納が増えると行政サービスの低下を招きます。

今後も納期限内に納付している方との公平性を保つためにも、法律に基づく各種財産の差し押さえなど厳しい対応も行いながら、滞納整理に取り組んでまいりますので、納期限内の納付にご協力をお願いします。

納税相談を利用しましょう！

督促状や催告書などを送付しても納税相談もなく、納付のない方には、財産調査や差し押さえを行います。

また、納税誓約が不履行となった場合や、納税誓約中であっても、完納が見込まれない場合は、差し押さえの対象となりますので、まずはご相談ください。

町税の納付は、便利で確実な口座振替で！

申込方法は？

→ 預貯金通帳、通帳使用の届出印、納税通知書を持参し、各取扱金融機関窓口でお申し込みください。

取扱金融機関は？

→ 北洋銀行松前支店・道南うみ街信用金庫松前支店・郵便局（ゆうちょ銀行）

滞納処分までの流れ

督促・勧告

納期限を過ぎると督促状を発送します。それでも納付していただけない方へは、文書により納税の催告を行います。

↓

財産調査

勤務先、金融機関、生命保険会社などへの財産調査を行います。

↓

滞納処分（財産の差し押さえ）

催告にも応じず、納税相談の連絡がない場合は、財産の滞納処分（財産の差し押さえ）を行います。

↓

換価処分

財産を換価し、町税に充てます。

※財産調査や差し押さえは、本人の同意なく行うことができます。

《広告》